

万葉集に於ける漢字の用字法的研究（２）

—— 歌句漢字の「氣」 ——

日 吉 盛 幸

On the Usages of 'Kanji-Jibo' in *Manyoshu* (2):

The Character " 氣 " in *Waka*-Phrases

HIYOSHI Moriyuki

I. 「音讀」と「篇外」

万葉集全 20 巻に見える「氣」文字（Code 1196【氣】部首「气」。「万葉集漢字字母集計表」『大東文化大学紀要第 34 号』1996 年）は、目録 2・歌句 356・歌句外（目録を除く漢詩文・題詞・左注・脚注など）10 を合わせて、368 字例確認できるかと思う。まずこれらの字例を、前稿（「万葉集に於ける漢字の用字法的研究(1)」『大東文化大学紀要第 36 号』1998 年）に準じ、その用字別に分類するにあたって、便宜的に正宗敦夫編『萬葉集總索引漢字篇』の（1974 年平凡社版。以下、正宗『漢字篇』と略称する。）「凡例」である

1 「假名」假名に仕用せられたる例證の見出しである。但一音一字をのみ假名と認め二字以上を一音の假名に用ゐたるは訓義の部に譲る事とかりに定めた。（後略）

2 「假訓」訓義と假名と同一なる場合は分類上之を二分するは却て混雜を生じ、檢出に不便多ければ一つに集めて此見出を作つた。

3 「訓義」「假名」「假訓」以外の用例の凡てを含む。但「音讀」を除く。因云。この「訓義」の標は正しき意味より云へば訓義以外のものを混入せれば、直ちに内容を標示せるものではないが、假に大體が訓義にもとづいてゐるから「訓義」と標せるのみで種々のものが混合してゐると心得られたい。

4 「音讀」歌以外の題詞・左註等の内すべて音讀せるものを集む。

5 「篇外」単語篇に採録せざりし文字の總の位置を示す。

1～5 の基本 5 分類に従つて考えてみたい。正宗『漢字篇』は当該の「氣」の項目に於いて、1 の「假名」に「ケ」、3 の「訓義」に「イキ、□○火^{ケフリ}、○白^{キリ}」、4 の「音讀」に「ケ^イ意^イ、○星^{シヤウ}一」、5 の「篇外」に丁数で 4 例を挙げ、全体を 4 類に分け、2 の「假訓」の分類項を欠く。

歌句漢字の「氣」を検証するにさきだつて 4、5 について触れると、まず、4 の「音讀」の用例

は、正宗敦夫編『萬葉集總索引單語篇』に4例を載せる通り、「歌以外の題詞・左註等の内すべて音讀せるもの」で、拙編『萬葉集漢文漢字總索引』（1994年3月）が、その一部の基準を継承したものである（以下の用例は拙編による。以下同じ）。

字 原 文	卷 部	旧番	所在	分割
(1)氣 意○雖揚青雲之上、	5 雜	800	序	5
(2)氣 意○凌雲、風流絶世、	5 雜	853	序	6
(3)氣 風流意○之士、	6 雜	1011	前文	4
(4)氣 英靈星○逸調過人、	17	3973	前文	2

正宗『漢字篇』同様、同『單語篇』での音讀も「イケ」「シャウケ」とし両索引に矛盾はない。これは、後述の考察対象とする万葉集の歌句に使用されている音仮名「氣」を生む呉音系の日本漢字音を意識しての音讀「ケ」とみられるが、漢語に多い(1)～(3)の「意氣」は「イキ」でよからう。また、(4)の「英靈星氣」も諸橋『大漢和』（1990年修訂版）、白川『字通』（1996年）は「セイキ」として「吉凶を占候するもの」の意で、『史記』『天官書贊』を引くが、ここには当たらない。他方、すでに小島憲之は、「星氣」の熟語そのものではないが、初唐の文人王勃（王子安）の「爲人與蜀城父老書」の書や詩序にある類似の表現に着目して、

晋人張華の文才を述べた「張華之得劍也、氣發於星辰之際」とあるが、「星氣」も恐らくかうしたものより生れた語ではなからうか。（『上代日本文學と中國文學』中p.1169／1971年再版による。）

と述べた。「星にも比べるべき氣高い品格」（小島ら『新古典全集』）とか「星の放つ生命力」（伊藤『釋注』）とか解釈されているが、いずれにしても音讀という点では、あえて呉音「シャウケ」とする必要はなく、漢音系の音讀「セイキ」で問題はないように思われる。

続いて、5の丁数で示した「篇外」を、拙稿（『紀要第34号』）によって万葉集の漢字を出所から目録と歌句と歌句外との三分別した基準で、目録と歌句外の字例を列挙すれば、

字 原 文	卷 部	旧番	所在	分割
(5)氣 安曇外命婦同居姉妹同○之親焉、	4 相	667	左	3
(6)氣 于時初春令月○淑風和、	5 雜	815	序	3
(7)氣 雖為王侯一日絶○、	5 雜	896	沈文	112
(8)氣 守大伴家持忽見雨雲○作歌一首短歌一絶。	18	4122	目	2
(9)氣 至于六月朔日忽見雨雲之○仍作雲歌一首。	18	4122	題	3
(10)氣 拔○大首任筑紫時娶豊前國娘子、	9 相	1767	目	1
(11)氣 拔○大首任筑紫時娶豊前國娘子、	9 相	1767	題	1
(12)氣 赴參○太神宮行海邊之時作歌一首。	17	4025	題	0

(5)～(12)の8例ということになるが、正宗『漢字篇』は目録を欠くので(8)(10)は挙げず、(11)(12)の題詞中に使われている固有名詞の「拔氣」「氣太」も、一字一音節の仮名であることから、1の「假名」に分類しているので、結局(5)(6)(7)(9)の4例となる。(5)は『色葉字類抄』（度、

疊字)に「同氣兄弟名トウキ」とあり、「同氣之親」で「同腹としての親しさ」の意。(6)は「氣淑く風和ぐ」で「氣」は「氣候」の意。(7)は、「氣を絶つ」で「氣息」の意。(9)は、目録にあたる(8)で「雨雲氣」とし、本文(9)に「雨雲之氣」とする。この(9)のみが「氣」でもよからうが、「氣配」の意で、呉音「氣」と訓める。しかし、稿者は、後述の「塩氣」「湯氣」「火氣」の「氣」とは異なる考える。

II. 「訓義」

さて、歌句漢字「氣」に於いて、3の「訓義」のうちイキは、

原文	訓読	巻部	旧番	句番	作者等
(1)氣 吾者○衝	あれはいきづく	12 正	2905	4	
(2)氣 ○衝明之	いきづきあかし	2 挽	210	40	柿本人麿
(3)氣 ○衝餘	いきづきあまり	7 譬	1384	2	
(4)氣 ○衝渡	いきづきわたり	13 相	3258	12	
(5)氣 ○衝居余	いきづきをるに	19	4214	20	大伴家持
(6)氣 穴○衝之	あないきづかし	8 相	1454	4	笠金村
(7)氣 言○築之	わがいきづきし	12 問	3115	2	
(8)氣 ○左倍絶而	いきさへたえて	9 雜	1740	88	虫麿歌集
(9)氣 ○緒余	いきのをに	7 譬	1360	1	
(10)氣 ○緒余	いきのをに	8 相	1453	3	笠金村
(11)氣 ○緒余	いきのをに	8 相	1507	11	大伴家持
(12)氣 ○緒余	いきのをに	11 正	2536	1	
(13)氣 ○緒余	いきのをに	12 問	3115	1	
(14)氣 ○緒余	いきのをに	12 悲	3194	1	
(15)氣 ○乃緒余	いきのをに	4 相	644	3	紀女郎
(16)氣 ○之緒余為而	いきのをにして	12 寄	3045	5	
(17)氣 ○之緒丹四天	いきのをにして	13 相	3255	17	
(18)氣 ○之緒余為而	いきのをにして	13 相	3272	29	
(19)氣 ○緒余四而	いきのをにして	4 相	681	4	大伴家持

(1)～(7)「イキ(ヅク)」が「○衝～」 「○築～」の動詞とその派生形容詞で7例、(8)「イキ(タユ)」が「○左倍絶而」で1例、それに(9)～(19)「イキノヲ～」の「○緒～」 「○乃緒～」 「○之緒～」の11例を加えた用例で、総計19例ある。集中「氣息の意」のイキの真字(仮字・仮名に対する表意文字・訓漢字として使用。以下同じ。)としては「氣」の19例が最も多く、意外にも歌句漢字「息」(Code 756【息】部首「心」歌句27例)をイキに使う例は3例と少なく、「生」が1例ある。柿本人麿

は「氣(2挽210)・息(2挽213或本歌)」を両用するが、大伴家持は3例すべて「氣(4相681／8相1507／19・4214)」を使い、山上憶良は「息(5雜897)」を使う。因みに「生」の1例は、歌句漢字「生」(Code 1416【生】部首「生」) 143例中でも、

・生緒余 思へば苦し 玉の緒の 絶えて乱れな 知らば知るとも (11 寄 2788)

の「イキノヲ～」に使用した「いき」の同音異字的な孤例で、同じく「イキノヲ～」に使った

・息緒 我は思へど 人目多みこそ 吹く風に あらばしばしば 逢はましものを

(11旋 2359人麿哥集)

の「息」の1例と共に用字例が少なく、緒のように「氣息を結び連ねる」といったことが、「生命」を保持すること、すなわち「命がけの生」に繋がることからの用法と見られよう。「イキノヲ～」を含む類句は集中全16例あるが、上の13例の他は仮名書例で大伴家持の作である。

次に、3の「訓義」のうち「火^{ケブリ}」は、正宗『總索引』は次の(20)～(23)の4例すべてを古訓系の「ケブリ」とした(提示の訓読は、拙編『万葉集歌句漢字総索引』1992年による)。

原文	訓読	巻部	旧番	句番	作者等
(20) 塩焼火○	しほやくけぶり	3 雜	354	2	日置少老
(21) 火○布伎多弓受	ほけふきたてず	5 雜	892	65	山上憶良
(22) 火○焼立而	けぶりやきたてて	11 寄	2742	2	或云石川君子
(23) 焼流火○能	もゆるほのけの	12 寄	3033	4	

ただし、現行の諸注釈書類の訓読は一様でなく、かつ史的な経緯もあって、まさに正宗『總索引』とは対照的に(20)～(23)の「火氣」に「ケブリ」の訓を一つも採らないのが、塙本系の諸本(旧『塙本』1963年、新『塙本』(補訂版)1998年、新旧『古典全集』1971～1994年)で、「ホケ」または「ホノケ」と統一して訓む。

すなわち、訓読史的には(21)の「火氣布伎多弓受」に起因すると思われるが、(21)は、もともと古點では「ヒケフキタテズ」とあったものを、仙覚が新點(1269年)で「イサ、カキ、ヨカラス」とし「火氣」を「ケブリ」とするのは「常ノ事」だから「ケブリフキタテズ」とした。『説文』(30～124年)に「煙火氣也」、『篆隸万象名義』(830年頃)に「煙火氣烟同上𤇀同上」、『龍龕手鏡(鑑)』(10世紀頃)にも「烟俗煙火氣也𤇀也」とあり、『仁徳紀』(七年条)に「烟氣」、『金光明最勝王經音義』(1079年)に「烟介布利」、『類聚名義抄』(11世紀末頃)にも「烟カマド・ケブリ・モユ」とあり、倭語の「ケブリ」が漢字(真字)の「煙」や「烟」で「火氣」を意味したことが容易に理解できるし、また(20)(22)(23)の古訓が「ケブリ」であることから、正宗『總索引』をはじめとして多くこれに従うこととなった。

ところが、夙に契沖『代匠記』精撰本(1690年)が、

カマトニハ火氣フキタテス、此火氣ヲ、集中處々ニケフリト點スル事、今ノ如シ。然ルヲ幽齋本ノ又ノ點ニ、ホノケト點セルモ、謂レタルカ。催馬樂ニモ、海人ノトネラカタクホノケト云ヘリ。煙モ火氣ナレハ、義訓叶ハヌニハアラネト、今ハ火ノ氣モナシト云ハム、殊ニ貧シキ家ヲ云ニ似ツカハシ。又此巻ハヤスラカニ、字ヲモ假名ヲモカケリ。其間下ノ好去好來歌ニハ、

兩處マテヨムヘキヤウノ自注ヲサヘ加ヘラル。然レハ火氣、モシケフリナラハ、反云煙ナト注スヘシ。然ラサレハ、ホノケト點セル、謂アルカト申スナリ。(傍点稿者)

と、(20)(22)(23)の「火氣」は『代匠記』も「ケフリ」と訓むにもかかわらず、この(21)のみは「ホノケ」と訓むべきことを強く主張したのである。契沖の別點、他資料での用例、巻や作者の性格、などの指摘は、集中の用字を考える上で示唆に富む。ただし、幽齋本については、『代匠記』惣釋に「幽齋本と注するは阿野家の御本なり、本是細川幽齋の本なれば」とあり、官本（水戸彰考館中院本）とともに『代匠記』撰述に最も供したとされる伝本だが、契沖自身が幽齋本そのものを実見していたかは疑わしい（『校本萬葉集』首巻 p.415）との指摘もある。従って、「ホノケ」の訓を伝える現存伝本は存在しないと言わなければならないが、この幽齋本の別點によって「神樂歌」（湯立歌）（9～10世紀頃）の

（本）伊勢志摩の 海人の刀祢らが ^{タクホノケ}多久保乃介 おけおけ

（末）^{タクホノケ}太久保乃計 磯良が崎に 薫りあふ おけおけ （大系『古代歌謡集』75番）
「^タ焚^ホ火^ケの氣」の左証を得た。

その後、「ホノケフキタテズ」と8音節になる字余りを、佐竹昭広（『「火氣」『如』の訓など』『萬葉』12号1954年7月）が日佛辞書（同じく、岩波『邦訳日葡辞書』1980年にも「ホケ」（火氣）熱湯から上がる湯氣、すなわち、水蒸氣、とある。）や全国方言辞典などを根拠に修正し、「呼氣」「湯氣」「霧」を意味した「ホケフキタテズ」の訓が定着したといつてよい。

ここで多少留意しておきたいのは、「ホ」も「ケ」も倭語としての1音節の国語の倭音で、それが漢語の「火氣」に倭訓として定着したものであると考えたい。つまり、「氣」に日本漢字吳音の「ケ」、またそこから派生した乙類音仮名「氣」があることは次元を異にするということである。「神樂歌」の仮名表記「介」「計」（佐竹論文は「弓立歌」で2字ともに「計」とする。）から言えば「ホケ」「ホノケ」の「ケ」は甲類仮名ということにもなるが、どの程度奈良時代の仮名遣いを反映しているかは不明と言わなければならない。

ところで、上代のみならず平安時代以降の「氣」の習俗的発祥を

漢語「氣」の音（名義抄に「氣イキ、ケハイ、禾ケ」とある）に由来するといわれる。（『時代別国語大辞典上代編』1967年「け」考説）

というように、「禾ケ」が和音「ケ」であることを意味するから、結果的に、「氣」の文字の事例がそうであるとしたものではないが、

語そのものが完全に歸化している場合には、それを写す正音文字も、結果として正訓なみの価値をもつのである。（『時代別国語大辞典上代編』上代語概説「表意文字」解説）

とする事例にあてはまるかのような考えも、「完全に歸化している場合」の判断は難しく、今のところは否定できようもないが、稿者は後述の「塩氣」の「ケ」同様「漢語の音」とはみない。

塙本系の諸本が、(20)～(23)のすべての「火氣」を「ホケ」または「ホノケ」と統一して訓んだのは、共著者の一人に佐竹が加わっていたからと思われ、岩波『新大系』（1999年5月）も現在は1巻

のみの配本だが、恐らくすべてを同様に訓むであろう。にもかかわらず、前掲通り拙編『総索引』が、(20)(22)に「ケブリ」の訓を採用したのは、如上の和漢の古辞書類などの用例や、塩を焼く場合には、『古今集』以降「八代集」に限って見ても「しほ」と「けぶり」の語彙を同時に含む和歌は10例におよび、集中にも

- ・志賀の海人の ^{シホヤクケブリ} 焼塩煙 風をいたみ 立ち^{のぼ}は上らず 山にたなびく (7 雑1246 古集)
- ・越の海の 角鹿の浜ゆ…… ますらをの 手結が浦に 海女娘子 ^{シホヤクケブリ} 塩焼炎 …… (3 雑366 笠金村)

のように「ケブリ」と訓んでいる例があるからである。ただ、(22)を「ケブリヤキタテ」と訓むと8音節の字余りになるという疑念が生じることになる。しかし、この疑念も、すでに『注釋』の指摘を見るように、「リヤ(i j)の音がつゞくから字餘例にかなふ」ことで解消できよう。

続く、(23)の「焼流火氣能」には、塙本系の「もゆるほのけの」とその他古訓系の「もゆるけぶりの」との2訓が並立する。『夫木抄』他に「わらび」「もゆ(る)」「けぶり」などの縁語や掛け詞を凝らした和歌も見えるが万葉集には見えない。そこで、あえて集中にある用例の「もゆるひ〜」3例から、拙編『総索引』は塙本系「もゆるほのけの」の訓に依拠した。

更に続いて、3の「訓義」のうち「白^キ」は集中1例のみの用例である。

- (24)この小川 ^{キリゾムスベル} 白氣結 たぎちゆく 走井の上に 言挙げせねども (7 雑1113)

『注釋』をして「この歌の解はなほ考ふべきもの」と言わしめた難解歌だが、「山の雲や川の霧がさかに立つことは、農耕に必要な豊かな水の前兆」で「豊作を予祝する農耕儀礼の場の歌」とする(渡瀬昌忠『全注』1985年)新見もある。「白氣」の用字は、歐陽詢『藝文類聚』全百巻に7例見られるかと思うが、このうち

- ・漢水記曰、漢水有温泉、方圓數十歩、冬夏常沸涌、望見白氣衝天、能差百病 (巻九「泉」)
- ・盛弘之荊州記曰、新陽縣惠澤中、有温泉、……未至數里、遙望白氣、浮蒸如烟 (巻九「泉」)

と温泉から立ちのぼる湯氣に対しての用字があり(小島『上代日本文學と中國文學』中)、「浮蒸すること烟の如し」とある。『龍龕手鏡』に「霧」は「地氣上天不應曰一也」とあり、前述の「烟俗煙」が「火氣也」とともに「泉也」とあったこととも符合する。『代匠記』に「白氣ハ、霧ハ水氣ニテ白ケレハ(精撰本)、意を得てかけり(初稿本)」と言ったように、まさに「義訓」(『用字格』○紀部「白氣」)の用法であると言ってよからう。

III. 「訓義」補遺

正宗『漢字篇』が1の「假名」に分類した「ケ」の中に、3の「訓義」乃至は2の「假訓」に分類すべき可能性のある用例があると思われる。それは、「火氣」を「ケブリ」以外の訓である「ホケ」「ホノケ」と訓むことで、より明確になったと言わなければならない。すでに上に見たように「ホケ」の「ケ」、「ホノケ」の「ケ」は音「假名」でないことは当然だが、決して日本漢字吳音の

「音讀」でもなく、たまたま「氣」に呉音系の音節に「ケ」はあるが、あくまで倭語（国語）としての音節で倭訓であったと考えたい。

このように考えると、『漢字篇』が1の「假名」に挙げている「塩氣」「湯氣」の「氣」を仮名に分類することに疑問を生じるのである。もっとも「湯氣」の場合は、原文に異同がある校訂本文なのだが、定訓を得ていない。難訓歌で有名な額田王の

・莫囂門隣之大相七兄爪謁氣 我が背子が い立たせりけむ 厳櫃が本 (1 雑 9 額田王)
の歌で、第2句に位置すると思われる「謁」(Code 2026【謁】 部首「言」集中1例) 字は西本願寺本など仙覚系諸本の本文であるが、非仙覚本系の元暦校本や類聚古集などに「湯」字とある。「湯」であれば「湯氣」ということになるが、定訓を得ないので、またその施訓をすることが本稿のねらいでもないで、今は「氣」文字の用例数には入れているが、分類の認定からは除外して考えたい。

もう一方の、「塩氣」は、次の2例である。

(25)……神風の 伊勢の国は 沖つ藻も 靡みたる波に 塩氣能味 香れる国に ……

(2 挽 162 古歌集)

(26)塩氣立 荒磯丹者雖在 往水之 過去妹之 方見等曾来 (9 挽 179 人麿調集)

(25)は古歌集に採録された持統天皇の、天武天皇崩御後8年目の御齋会の夜、夢の中で唱えられたという長歌だが、自立語と思われる語彙には仮名表記は見られない。(26)は人麿歌集の非略体歌(人麿調集と略称)でやはり仮名表記は助詞に限られる。上述したように「倭語(名詞「塩」「湯」「火」)+ 氣 + 倭語(動詞「立つ」)」の「氣」が、すでに古歌集や人麿調集など万葉集形成の先行歌集中に使用されてたり、後の神楽歌の「湯立歌」などにも見えたりするのを、「漢語の音に由来」とすると考えるよりもむしろ、上代的意味合いから言えば日本古来の1音節語の倭語が、例えば「ケ」の同音語に「占」や「食」があるが、事象を同じくする表意文字としての類音の漢字(真字)「氣」に結びついたと考えたい。

以上3の「訓義」の、「氣〜」「火氣」「火氣」「白氣」について考えると、飛躍するようでもあるが、あの有名な舒明天皇の望國御製歌の「……登り立ち 国見をすれば 国原は けぶり立つ立つ ……」(1 雑 2)が、自然の豊かさとしては「霧」や「霞」などの気象現象を捉え、他方に於いて人間が息づく生活の豊かさとしては「炊煙」「湯氣」などの人工的な煙の立ちのぼるありさまを凝縮して、「うまし国ぞ 蜻蛉島 大和の国は」と国土を賛美しているのだと思わずにはいられない。

IV. 乙類「仮名」

万葉集のいわゆる乙類音仮名ケ(ケ2, kē, ke2)は、「氣」「既」の2種字母と少ない。「氣」「既」文字は漢音系の日本漢字音は「キ」である(ともに日本書紀では乙類キkīに使用する。)が、万葉集の万葉仮名としては呉音系の「ケ」の音を使う。これに乙類濁音音仮名ゲ(ゲ2, gē, ge2)の「義」「宜」「尋」の3種が加わって清濁の音仮名字母となる。むろん仮名字種の少ない「氣」「既」の仮名は濁音仮名

としても転用され、「氣」の濁音仮名ゲ2への転用は90例を数える。濁音転用ゲ2を含む「氣」が329字例に対して、「既」(濁音gēへの流用を含む。)はわずかに7字例であるから、乙類仮名は「氣」が占めると言っても過言ではない。歌句漢字「既」(Code 964【既】部首「无」目録1、歌句8、歌句外19)の全8例のうち正訓漢字は1例

・梓弓 引きみ^{ゆる}緩へみ 思ひみて ^{スデニコロハ}既心齒 寄りにしものを (12寄2986)
のみで、仮名が7例という割合である。

原文	訓読	巻	部	旧番	句番	作者等
(1)既 宇○具都遠	うけぐつを	5	雑	800	10	山上憶良
(2)既 可由○婆	かゆけば	5	雑	804	49	山上憶良
(3)既 可久由○婆	かくゆけば	5	雑	804	51	山上憶良
(4)既 可○麻久波	かけまくは	5	雑	813	1	山上憶良
(5)既 ○夜須伎我身	けやすきあがみ	5	雑	885	2	麻田陽春
(6)既 久佐許曾之○吉	くさこそしげき	17		4011	10	大伴家持
(7)既 宇奈我○里為弓	うながけりゐて	18		4125	16	大伴家持

仮名主体表記歌巻の、それも巻5の山上憶良と麻田陽春、巻17、18の大伴家持の作品に限られるという特色を示す。大伴家持の全作品中には「氣^{kē}」仮名が全133例あるが、(6)(7)の歌中で「既^{kē}」と両用し、(6)では濁音ゲ2への流用と見なされる。これは、(6)の一首の歌中(17・4011)に

・氣 鈴登里都○弓	すずとりつ <u>け</u> て	17	・	4011	30	大伴家持
・氣 可○理伊余伎等	か <u>け</u> りいにきと	17	・	4011	60	大伴家持
・氣 吾余波都○受	われにはつ <u>げ</u> ず	17	・	4011	50	大伴家持
・氣 ○太之久毛	<u>け</u> だしくも	17	・	4011	71	大伴家持
・氣 伊麻余都○都流	いまにつ <u>げ</u> つる	17	・	4011	105	大伴家持

「氣」kē3例、「氣」gē2例を使用し、

・氣 奈○加須古良	な <u>げ</u> かすこら	18	・	4125	8	大伴家持
・氣 布祢毛麻宇○受	ふねもまう <u>け</u> ず	18	・	4125	10	大伴家持
・氣 布里左○見都追	ふりさ <u>け</u> みつつ	18	・	4125	32	大伴家持

同じく(7)の一首の歌中(18・4125)に「氣」kē2例、「氣」gē1例使用していることと大いに関係し、乙類音仮名ケ2の字種の少ない中で意識的に「既」を使用した、いわば変字意識によるものであると考える。山上憶良も同様に「氣」仮名を8例(5雑794/813/892/894/896/897/904/904)使用するが、(4)では両用し、そこに変字の意識が働いているよう。

要するに、乙類音仮名「既^{kē}」は、上代文献に於いても万葉集と正倉院文書(「正集三十四裏書」天平16年「寫踊所解」に見える人名「既母辛建万呂/既母辛白万呂」など)にしか見られない特殊な仮名字母(『時代別国語大辞典上代編』「主要万葉仮名一覧表」)であるが、万葉集では仮名主体表記歌巻中に作品をのこした識字意識の高い、山上憶良や大伴家持などに限られ、一般的な常用乙類仮名としては「氣」が使用さ

れたと言ってよい。

加えて、乙類濁音仮名の3種の字母「義」「宜」「尋」についても特徴ある傾向を示す。

(8)宜	採而多○麻之	つみてたげまし	2	挽	221	2	柿本人麿
(9)宜	和何那○久	わがなげく	5	雑	799	3	山上憶良
(10)宜	武氣多比良○弓	むけたひらげて	5	雑	813	6	山上憶良
(11)宜	古飛斯○志恵夜	こひしげしゑや	5	雑	819	2	大伴大夫
(12)宜	咩佐○多麻波祢	めさげたまはね	5	雑	882	5	山上憶良
(13)宜	奈○伎布勢良久	なげきふせらく	5	雑	886	22	山上憶良
(14)宜	麻○伊保乃内余	まげいほのうちに	5	雑	892	55	山上憶良
(15)宜	比○可伎撫而	ひげかきなでて	5	雑	892	14	山上憶良
(16)宜	等利安○麻敝余於吉	とりあげまへにおき	18	・	4129	2	大伴池主
(17)宜	伊布奈○吉思毛	いふなげきしも	18	・	4135	4	大伴家持
(18)宜	伊母余都○都夜	いもにつげつや	18	・	4138	5	大伴家持
(19)宜	於毛可○余	おもかげに	19	・	4220	21	大伴坂上郎女
(20)宜	美久之○余	みくしげに	19	・	4220	3	大伴坂上郎女

歌句漢字「宜」(Code 533【宜】部首「宀」目録3、歌句40、歌句外9) 40例のうち乙類ゲ2仮名としては、(8)～(20)の13例である。(8)の柿本人麿作歌以外は仮名主体表記歌巻の、それも山上憶良と大伴家持の関係歌に限られるが、類句を含む同一語彙に対する同一表記と言うような固定表記は見られない。「宜」は乙類ギ2仮名としても11例(5雑826史氏大原／5雑840村氏彼方／6雑973聖武天皇／6雑973聖武天皇／14相3388常陸／14相3415上野／14相3423上野／14雑3443国不明／14防3570国不明／14警3576国不明／15遣3665)使用するが、巻5「梅花の歌卅二首」中にギ2とゲ2に混交する。巻5に乙類仮名「氣」は16例(5雑794山上憶良／813山上憶良／824阿氏奥島／837志紀大道／838櫻氏鉢磨／849大伴旅人？／852大伴旅人？／852大伴旅人？／867吉田宜／873最後人／892山上憶良／894山上憶良／896山上憶良／897山上憶良／904山上憶良／904山上憶良)あり、うち半数の8例が山上憶良の作品中に見られるが、濁音転用の例は

・氣 武祢宇知奈○吉 むねうちなげき 5 雑 904 63 山上憶良

の1例しかなく、濁音は濁音専用の「宜」を使用し分別している。

(21)尋	登麻利都○武仁	とまりつげむに	15	遣	3612	6	壬生宇太磨
(22)尋	許登都○夜良牟	ことつげやらむ	15	遣	3640	5	羽栗
(23)尋	許登都○夜良武	ことつげやらむ	15	遣	3676	5	

歌句漢字「尋」(Code 566【尋】部首「寸」目録0、歌句3、歌句外0)は全3例すべてを巻15で乙類ゲ2仮名(21)～(23)とし、「～告ゲ2」の固定表記で使用する。巻15に乙類仮名「氣」は43例見られるが、うち濁音転用13例(15遣3580／3581／3615／3616／3620／3620／3643／3643／3655／3658／3691／15贈3726／3767)である。大野『萬葉假名の研究』(p.377)に

この3首はいづれも、都の方に我が思ひを告げたいと、超え難い障尋を感じながらも、熱望し

てゐる事を歌つたものであるから、尋が（都も）義字的要素を有してゐる事は明らかである。とある。「～告ゲ2」に「都氣」と表記した例は巻15で1首2例(15遺3643/3643)で、集中では、他に11例ある。防人歌などにもあるから、巻15の筆録者の「義字的要素」に限定して考えたい。

(24)義 吾美○波 わがみげは 16 雑 3885 49 乞食者

歌句漢字「義」(Code 1699【義】部首「羊」目録0、歌句14、歌句外4) 14例は、「義之^{てし}」の義訓7例(3譬394余明軍/4相664大伴像見/7譬1324/10雑2064/10雑2066/11正2578/12寄3028)、乙類ギ2仮名6例(5雑816小野老/5雑821笠磨/17・3991大伴家持/19・4224河辺東人/20防4349刑部三野/20・4477大原今城)、乙類ゲ2仮名1例である。(24)は鹿の体の部位である「角^{つの}」「耳^{みみ}」「目^め」「爪^{つめ}」「毛^け」「皮^{かわ}」「完^{しし}」「伎毛^{きも}」「美義^{みぎ}」を並べたてた歌詞の中にある。「ミゲ2」は、『新撰字鏡』(一15オ)に「眩肚也、牛百葉、三^ミ介又三^ミ乃」とあり、主に牛・羊・鹿などの胃袋である。「義」をゲ2仮名に使うのは万葉集では孤例であるが、推古朝遺文などの常用仮名である。難字の訓漢字表記による訓み誤りを防ぐために仮名表記にしたものと思われる、大野『續萬葉假名の研究』には古態の「好字を用ゐた技巧的表記」(p.391)とある。

続いて、乙類音仮名「氣」を乙類訓仮名ケ2との比較で考えてみようと思う。万葉集中の乙類訓仮名ケ2には、「毛」「消」「食」「飼」の4種字母と濁音ゲ2「削」1種がある。

1. 毛	○許呂裳遠	けころもを	2 挽	191	1 皇子尊宮舍人等
2. 毛	河○侶河毛侶	かけてかけて	16 雑	3878	6 能登国
3. 毛	河毛侶河○侶	かけてかけて	16 雑	3878	6 能登国
4. 毛	名○伎世婆	なげきせば	7 譬	1383	1
5. 毛	蚊間○而将 ^レ 居	かまけてをらむ	16 雑	3794	5 娘子7
6. 毛	保杼○友	ほどけども	4 相	772	3 大伴家持
7. 消	○長戀師	けながくこひし	10 相	2347	4
8. 食	朝余○余	あさにけに	3 雑	377	3 湯原王
9. 食	朝余○余	あさにけに	3 譬	403	1 大伴家持
10. 食	朝余○余	あさにけに	8 相	1507	9 大伴家持
11. 食	朝余○余将見	あさにけに	12 正	2897	5
12. 食	○永我	けながきあは	10 相	2334	4 人麿哥集
13. 食	○長物乎	けながきものを	10 雑	2079	2
14. 飼	○飯乃浦余	けひのうらに	12 悲	3200	1
15. 飼	○飯海乃	けひのうみの	3 雑	256	1 柿本人麿
16. 飼	得○飯而雖宿	うけひてぬれど	4 相	767	4 大伴家持

1.～16.当然のことものようにも思えるが、すでに見た乙類音仮名「既」「宜」「尋」とは対照的に仮名主体表記歌巻には1例も見られない。1.～6.の乙類訓仮名「毛^け」は、歌句漢字「毛」1785字(Code 1188【毛】部首「毛」目録4、歌句1785、歌句外9)中の6例である。1.は「毛衣^{けころも}」の意(『代匠記』・

新旧『大系』・『續萬葉假名の研究』など)とすれば正訓漢字で仮名とはならないが、この1句が一字一音節表記であることや、「裳」の訓仮名が含まれていることなどからも、「^{けころも}褌衣で普段着」の意(『全註釋』『注釋』など)とし、訓仮名と認定した。4.5.6.いずれも1句のうちに「^け毛」以外の訓仮名を含む。2.3.の1句は塙本系の諸本は類聚古集や広瀬本によって「^{あけてあけて}阿毛侶阿毛侶」とするが、拙編は西本願寺本の「^{か けて}河毛侶」の反復の句とした。どちらの訓みにしても訓仮名は「毛」しかないが、1句中には同一の2つの訓仮名を持つことにはなる。

7.の乙類訓仮名「^け消」は、歌句漢字「消」(Code 1247【消】部首「水」目録0、歌句71、歌句外2) 7 1 字中の1例である。また、8.~13.の乙類訓仮名「^け食」は、歌句漢字「食」(Code 2384【食】部首「食」目録2、歌句52、歌句外10) 5 2 字中の6例である。7.「^{け ながくこひし}消長戀師」は類句異表記「^{け ながくこひし}氣長戀之」(6雑993大伴坂上郎女/11正2614)を持ち、12.「^け食長物乎」がやはり「^け氣長物乎」(10雑2017人麿調集/10雑2038/10雑2039)、「氣奈我枳物能乎」(17・3957)の類句異表記を持つ。この他の「^けけなが〜」を含む類句は、一字一音節表記が3例、訓字主体表記「氣長(永)〜」が1 1 例ある。

a. 氣奈我伎古良河	けながきこらが	18	4127	4	大伴家持
b. 氣長妹之	けながくいもが	1	雑 60	4	長皇子
c. 氣長在者	けながくしあれば	6	雑 940	4	山部赤人
d. 氣長有者	けながくしあれば	10	相 2278	2	
e. 氣奈我久之安礼婆	けながくしあれば	15	遣 3668	4	阿倍継麿
f. 氣長成奴	けながくなりぬ	2	相 85	2	磐姫皇后 類聚歌林
g. 氣長久成奴	けながくなりぬ	2	相 90	2	記曰輕太郎女 歌林
h. 氣長久成奴	けながくなりぬ	4	相 648	2	大伴駿河麿
i. 氣那我久奈理奴	けながくなりぬ	5	雑 867	2	吉田宜
j. 客乃氣長弥	たびのけながみ	6	雑 942	25	山部赤人
k. 真氣長	まけながく	10	雑 2016	1	人麿調集
l. 真氣長	まけながく	10	雑 2073	1	卷末別筆
m. 真氣長	まけながく	11	問 2814	3	
n. 真氣永	まけながく	11	問 2815	1	

訓字主体表記歌巻に見える固定化した類句の「氣長〜」「真氣永〜」の「氣」は、11.12.の「^け食長物乎」の「食」をも含めて、単なる乙類音仮名のケ2ではないようだ。現代諸注釈類はその訓み下し文に於いて、例えばf.~i.「^け日長くなりぬ」、l.~m.「^{ま け}真日長く」とするが、原文で「^け日長久成奴」とか「真日長」とする例は見当たらない。用例に引いたa.~n.の「ケ2」が、「フツカ・ミカなどのカと一連のものであり、^{コヨミ}暦のコもこれにつながるもの」(『時代別国語大辞典上代編』)であろうが、この1音節語の倭語の「ケ2」に、「氣」文字を義字的に認めていたものと思われる。万葉人は決して「氣」を「日」とは考えてはいなかったのである。諸注が、原文の「氣」を「日」に訓み下すのは8.~11.に対する次の用例があるからである。

- ・朝余日余 あさにけ(ひ)に 4 相 668 1 厚見王
- ・朝余日余 あさにけ(ひ)に 11 寄 2693 3

8.～11.の「あさにけに」の固定的な類句表記をもとに、上の2例を「^{あさにけに}朝余日余」と訓み、更に「^け氣」を「^け日」に訓み下すというに過ぎない。だから『全註釋』などが「あさにひに」と訓む理由がそこにあるのだろう。

1.～16.乙類訓仮名「^け飼」は、歌句漢字「飼」(Code 2389【飼】部首「食」目録0、歌句12、歌句外0) 1 2 字中の3例である。14.15.の「飼飯」は「ケ2ヒ1」で地名表記、日本書紀には、「筈飯」(垂仁紀二年条など)とある。16.は「大伴宿祢家持が更に大嬢に贈る歌二首」中の一首で、

・ ^{みやこぢ}都路を 遠みか妹が このころは 祈ひて寝れど 夢に見え来ぬ (4相767大伴家持)
「都路」の都は久迓京をさすが、「路が遠いのだろうか、祈って寝ても、あなたはわたしの夢に見えない」と都から遠い「飼飯」の地名を承知したうえで、「うけひ」の表記字面に掛けた借訓の用法と見られる。つまり、「^け飼」3例はすべて地名表記に限定されての訓仮名ということになる。

最後に、濁音訓仮名「^せ削」である。歌句漢字「削」(Code 216【削】部首「刀」目録9、歌句3、歌句外9) は3例あるが、その中の1例で、

17. 削 弓○河原之 ゆげのかはらの 7 譬 1385 2

「弓削」の固有名詞の用法である。

因みに、歌句漢字の他の2例は、

- a. 削 ○遺有 きえのこりたる 9 雑 1709 5 人麿詞集
- b. 削 眉根○ まよねかき 11 正 2408 1 人麿哥集

である。正宗『漢字篇』は、a.がたまたま「弓削皇子に献る歌一首」中のこともあってか、「削」を「消」の誤字とした。しかし、『萬葉集訓義辨證』(下16)に「古へ削消通じ用ゐしならん、(中略) 釋名釋言語に、消削也、言減削也」とあるのにより、「削」のまま「きえのこりたる」と訓むべきである。また、目録の9例と歌句外の9例は、すべて人名「弓削皇子」の固有名詞表記に使用されたゲ2である。

＊

付記 本稿の作成には、日吉盛幸(文学部日本文学科)・渡邊義浩(文学部中国文学科)2名による平成9年度～平成11年度大東文化大学特別研究(「アジア系文字処理の研究」)費にかかわる助成を受けていることを明記します(1999年9月20日記す)。